コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　SUMIDA CORPORATION

最終更新日：2016年3月24日
スミダコーポレーション株式会社
代表執行役CEO　八幡滋行
問合せ先：コーポレートガバナンスオフィス　合澤仁志
証券コード：6817
http://www.sumida.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の透明性および効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。
コーポレート・ガバナンスを強化するために当社は2003年4月に委員会設置会社に移行しました。委員会設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構であります。当社では社外取締役が過半数を占める指名、監査、報酬の3つの委員会を設置しております。また、取締役会は「執行役」に業務決定権限を大幅に委譲し、激動する社会・経済情勢に応じて迅速な意思決定を行い機動性と柔軟性に富んだグループ経営ができるようにしております。
当社はタイムリーで質の高い情報開示を行うことはステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たすことであり、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考えて四半期ごとの決算説明を始めとして情報開示に積極的に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方の詳細については「スミダの経営に関する諸原則」に記載しております。「スミダの経営に関する諸原則」は英語、日本語、中国語およびドイツ語により当社のイントラネットに掲示されており、スミダグループの役職員は随時これを確認することが出来ます。
当社はコーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、全73項目に対する対応状況を開示いたします。（当報告書9頁から25頁参照）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－3】
当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと認識しており、集中日を避けて、株主が出席しやすいように休日開催するよう一連の株主総会関連の日程の設定を行っています。一方、適切な監査日程の確保や議案の検討期間の確保のため、次回株主総会に向けて発送の早期化および当社ウェブサイトおよび東京証券取引所のウェブサイトへの早期開示につき検討しています。

【補充原則4－11－3】
取締役会の機能強化に実効性を持たせていくため、毎年、取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営状況などを有価証券報告書等で報告しています。アンケートによる自己評価等を実施する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
A) 政策保有株式に関する方針
　当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としています。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益に繋がると考える場合において、このような株式を保有する方針としています。
政策保有株式のうち、主要なものについては、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行い、必要とあれば株主総会等で説明致します。なお、原則1-3に抵触するような株式は保有致しません。
(B) 政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準
　当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしています。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がると考えています。

【原則1－7】
取締役およびその近親者との取引、主要な株主と会社との取引において、取引の有無に係る調査を実施し、重要な事実がある場合は取締役会に報告します。また、関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法等、ならびに東京証券取引所の定める規則に従って開示しています。

【原則3－1】
当社は、適切かつ信頼性のある企業情報を適時かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であり、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必要不可欠であると認識しています。この考えに基づき、情報開示に当たっては分かりやすい具体的な記述を行うよう努めています。

【原則4－1－1】
当社取締役会は、法令および定款に定められた事項や、進出していない国における新規会社の設立、一定規模以上のM＆A、資金調達など重要な決定をしています。迅速な経営判断を行うため、取締役会はそれ以外の権限を執行役に委譲していますが、随時その報告を求めています。

【原則4－8】
当社では、7名の取締役のうち6名が独立社外取締役となっています。環境や当社グループの状況等の変化に応じ、独立社外取締役が過半数である取締役会を維持することにより、今後もコーポレートガバナンスの強化を推進します。

【原則4－9】
当社は、社外取締役の選任にあたり東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考としたうえで、社外取締役と当社との利害関係その他の関係を慎重に調査・検討し、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことのほか、多様な事業分野において経営に関する豊富な経験や知見を有し、専門性の高い知識等を有していることも重視して社外取締役を選任しています。

【原則4－11－1】
当社は指名委員会等設置会社であります。
取締役会は、定款で定める取締役20名以内とする旨定款に定めています。
取締役には、国籍、人種、性別、信条、身体的特徴等を考慮せず、取締役に求められる義務を履行可能であり、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験および見識を有する社外取締役を複数名選定しています。
社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立社外取締役の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【原則4－11－2】
当社の社外取締役6名はそれぞれ他の企業等の役員を兼務しています。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えています。
社外取締役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行っています。

【補充原則4－11－3】
取締役会の機能強化に実効性を持たせていくため、毎年、取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営状況などを有価証券報告書等で報告しています。アンケートによる自己評価等を実施する予定です。

【補充原則4－14－2】
当社は、社外取締役に対して、継続的に当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役に求められる役割と責務を十分に理解す

る機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っています。主要工場の見学、外部専門家の招へいによる勉強会等も行っています。

【補充原則5－1】
当社は、株主等との建設的な対話を重視し、CEOを中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収および反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤワタビル株式会社	4,812,281	20.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,286,100	9.54
八幡滋行	919,331	3.83
自己株式	733,166	3.06
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN EQUITY PR EMIUM FUND OF CREDIT SUISSE UNIVE R620373	619,100	2.58
松尾政和	542,500	2.26
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	527,100	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	400,500	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・TDK株式会社退職給付信託口)	329,500	1.37
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED CLIENTS A/C 513 SIN GAPORE CLIENTS	286,000	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長・社長以外の執行役を兼任する取締役
取締役の人数	7名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤穣治	その他											
歐陽伯康	他の会社の出身者					○			○			
内田莊一郎	他の会社の出身者								○			
諸江幸祐	他の会社の出身者				○	○			○			
加藤厚	公認会計士								○			
ミヒャエル ミュールバイエル	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
佐藤穣治			○	○	元大手監査法人パートナー	当社取締役選任基準の「経験豊富な公認会計士」に該当するため
歐陽伯康	○	○		○	香港の企業経営者	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ中国ビジネスの見識を有するため
内田莊一郎	○	○		○	自動車部品メーカーの元取締役	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ電機・自動車業界に関する見識を有するため
諸江幸祐			○	○	外資系証券会社の元マネージングダイレクター、企業経営者	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ日本のビジネスの見識を有するため
加藤厚			○	○	元大手監査法人の代表社員」	当社取締役選任基準の「経験豊富な公認会計士」に該当するため
ミヒャエル ミュールバイエル	○			○	ドイツの自動車メーカーの元役員	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ電機・自動車業界に関する見識を有するため

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	1	1	3	社外取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	5名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
八幡滋行	あり	あり	○	○	なし
栖関智晴	あり	なし	×	×	なし
本多慶行	あり	なし	×	×	なし
パウル・ホーフバウワー	なし	なし	×	×	なし
大用貴俊	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務の補助業務はコーポレートガバナンスオフィスが担当する。ただし、その人事異動、組織変更等の最終決定は監査委員会の承認を得なければならない。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は監査委員会に期初に監査計画の説明を行い、期中の監査の状況、期末の監査の結果等について監査委員会に定期的に報告を行うものとする。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行うものとする。
コーポレートガバナンスオフィスは年度監査方針・計画の策定にあたっては、監査委員会と事前協議を行うこととする。またコーポレートガバナンスオフィスは監査委員会に内部監査の実施と結果を報告するものとする。更に監査委員会は必要に応じて、コーポレートガバナンスオフィスに追加監査の実施を求めることができるものとする。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、CEOを中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収および反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、固定的報酬を主としていますが、一部業績連動型報酬を導入しています。
執行役報酬には、業務執行に対するモチベーションの維持・向上をはかるため、固定報酬に加えて業績連動報酬および年金制度を採用する。業績連動報酬は次の2つから構成されています。
1)短期インセンティブ(賞与)
短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定する。期首に設定した業績目標とグループ全体又は担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減する。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合がある。
2)中期インセンティブ
中期経営計画における業績達成条件付きストックオプション制度で、計画達成の意欲及び士気を一層向上させることを目的とした報酬。
3)長期インセンティブ
中長期のモチベーションの維持・向上、人材流出の防止のために報酬。
年金制度は退職後(68歳以降)の生活安定のための制度。

ストックオプションの付与対象者	執行役、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

2015年4月20日付で、当社執行役5名、子会社取締役14名および子会社従業員21名に新株予約権を付与しております。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
(個別の執行役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬額につきましては事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されています。次のURLをご参照下さい。なお、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役、執行役の個別開示を行っております。

http://www.sumida.com/investor-relations/downloads/20160322-Q4-Jp.annual_financial_statement_yuho_j.pdf

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、報酬委員会において以下のとおり取締役および執行役の報酬等の額に係る決定に関する方針およびその額を定めています。
イ. 決定および開示の範囲
報酬委員会が決定および開示する「取締役および執行役が受ける報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬額の総額とし、取締役、執行役別に開示します。
ロ. 取締役報酬
取締役報酬は、各取締役の役職、職責等を反映し、また経済動向および当社経営環境を考慮して設定します。取締役の報酬は次の5つから構成されます。なお、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しません。
1) 基本報酬
取締役としての職責に対する報酬(指名・報酬委員の職責に対する報酬を含む)
2) 監査委員報酬
監査委員としての職責に対する報酬
ハ. 執行役報酬
執行役報酬は、業務執行に対するモチベーションの維持・向上を図るため、基本報酬(固定報酬)に加えてインセンティブ報酬(業績連動報酬)を採用しています。執行役の報酬は次の4つから構成されます。
1) 基本報酬
基本報酬は各執行役の役職、職責、子会社役員の兼任状況を考慮した固定報酬とします。金額は従前の業務実績などを考慮し、また前期報酬実績等との比較衡量を行うことにより決定します。
2) 短期インセンティブ
短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定します。期首に設定した業績目標とグループ全体または担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減します。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合があります。
3) 中期インセンティブ
中期経営計画における業績達成条件付きストックオプション制度で、計画達成の意欲及び士気を一層向上させることを目的とした報酬。
4) 長期インセンティブ
中長期的なモチベーションの維持・向上、人材流出の防止のための報酬として付与します。
5) 年金
退任後の生活安定のために、在任期間等を勘案して、対象となる執行役に公的年金以外に年金拠出金を支払います。
ニ. 取締役および執行役の当連結会計年度に係る報酬等の総額
(対象期間:平成26年1月1日から平成26年12月31日まで
執行役(6名) 基本報酬 201百万円 短期インセンティブ 94百万円 長期インセンティブ 47百万円 年金 51百万円 合計 394百万円
社外取締役(9名) 基本報酬 42百万円 合計42百万円
合計(15名) 基本報酬 243百万円 短期インセンティブ 94百万円 長期インセンティブ47百万円 年金51百万円 合計 436百万円

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役だけの専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会および委員会の専従スタッフを配置しております。当該スタッフは取締役会開催にあたっては事前に付議案件の資料を提供し説明したり、随時情報の提供や説明を行うなど社内・外の区別無く取締役をサポートしております。また、海外在住および非常勤の取締役の便宜を図るため、取締役専用のWeb-siteに随時情報を掲載し、情報をタイムリーに共有できる仕組みを構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は取締役・執行役の監督と経営の基本方針の策定等の専決事項に専念し、それ以外の事項の業務執行は執行役に委任しております。
当社では取締役会に次の委員会を設置しております。(2016年3月21日)
・指名委員会
構成:社内取締役1名、社外取締役3名
取締役選解任議案の内容の決定を行うほか、当社では執行役候補者の選任も行い取締役会に推薦します。
・報酬委員会
構成:社内取締役1名、社外取締役2名
取締役・執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針および個人別の報酬を決定します。
監査委員会
構成:社外取締役3名
取締役および執行役の職務の執行の監査および株主総会に提出する会計監査人の選・解任等に関する議案の内容の決定を行います。
・執行役
執行役は取締役会から委任を受けた事項の業務執行を取締役会の決議により定められた職務の分掌に従い行っております。執行役は5名で、そのうち代表執行役は3名です。執行役間の職務分掌の概要は次のとおりです。
・代表執行役CEO
スミダグループのビジョン・戦略の策定および業務執行の最終責任を負う。
・代表執行役社長
CEOの策定した経営方針・戦略に基づき、オペレーションを統括する。
・代表執行役CFO
CEOの策定した経営方針・戦略に基づき、財務分野・企業情報開示に関する業務執行を行う。
・その他の執行役
その他の執行役業務分担はCEOが決定し、その指揮に基づき業務執行を行う。
業務執行の監視については取締役会が取締役・執行役の監督を、監査委員会が取締役・執行役の監査を行っております。また、会社に著しい損害および不利益を及ぼす恐れのある事実については、内部監査部門が随時取締役会・監査委員会に報告を行う体制を構築しております。
会計監査人の状況
当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。2013年12月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。
会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等
業務を執行した公認会計士の氏名 所属する監査法人名 監査継続年数
指定有限責任社員 業務執行社員 古山和則 有限責任 あずさ監査法人 6年
指定有限責任社員 業務執行社員 齋藤慶典 有限責任 あずさ監査法人 3年
会計監査業務に係る補助者
公認会計士4名、公認会計士試験合格者等8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

委員会設置会社は社外取締役が過半数を占める委員会を設置することにより、透明性を向上させ、また、業務執行機能に専従する機関として執行役を置き、取締役会は業務執行の監督に特化し、「執行」と「監督」が明確に分離され、両者が有効に機能する組織機構であります。そのため当社はコーポレート・ガバナンスを強化するための最も優れた組織機構であると判断し、2003年4月の改正商法施行と同時に委員会設置会社に移行いたしました。当時は指名、監査。報酬以外に独自に戦略委員会を設置し、ここで戦略策定を行うこととしました。さらに取締役会は「執行役」に業務決定権限を大幅に委譲し、「責任の明確化」。「業務執行スピードの向上」を図っています。
取締役会の開催は委員会設置会社移行前と比較すると年間12回から6回へと半減しました。ほとんどの業務執行権限が執行役に権限委譲されたため、意思決定スピードは向上し、その結果「業務執行スピードの向上」は当初の目的どおりに図られております。
コーポレート・ガバナンス全般に関しては、「日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR)」がガバナンス体制の状態を調査し数値化した「コーポレート・ガバナンス インデックス」で、委員会設置会社に移行後は毎年上位にランクされるようになっております。(2015年度は第2位)

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、株主様が出席しやすいように、休日の2016年3月21日（月曜日、春分の日の振替休日）に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年3月開催の定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を可能としました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年3月開催の定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を可能としました。その一つの形態として機関投資家向けに、「議決権電子行使プラットホーム（いわゆる東証プラットフォーム）による議決権の行使を可能としました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知関連では2006年3月開催の定時株主総会より自社ホームページに日本語版と英訳版を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身による会社説明会を適宜開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算の開示後に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの会社説明会を適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算の開示後に、主としてアナリスト・機関投資家向け説明会資料をホームページに掲載しております。その他必要に応じて個人株主様向けの説明資料も掲示いたします。	
IRに関する部署（担当者）の設置	個人株主様、アナリスト・機関投資家向けに担当部署を分けずに設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、「ビジョン」、「経営の基本原則」、「コミットメント」、「行動規範」、「企業統治原則」、「環境理念」を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しております。この中の「経営の基本原則」で「スミダの役員・社員は、お互いを尊重し、ステークホルダーとの強い信頼関係を築き上げます。」と規定しております。また、ステークホルダーの基本的な考え方を示す「コミットメント」ではステークホルダーをお客様、株主、社員、サプライヤーコミュニティ、その他のステークホルダーに分類し、それぞれに対する考え方を規定しております。また、「企業統治原則」のなかでも「コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係」を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動 スミダグループでは地球市民としての社会的責任を果たすため、グループ一丸となって環境保護活動に積極的に取り組おり、1998年5月に「環境理念：スミダグループはかけがえのない地球環境を大切にし、健康で継続的な活動を営み、且つ健全な自然環境を次の世代に引き継ぐために、環境保護と資源の有効活用に積極的に取り組み、地球市民として社会的責任を果たします。」を制定しました。この理念に基づき、スミダコーポレーション株式会社をはじめ、関連会社において環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得しました。認証を取得した各関連会社においてISO14001の手順に従い、省エネルギー、省資源、リサイクル、グリーン調達、製品に使用する材料の環境有害物質不使用化 等、製品の開発・設計段階から日常業務の各プロセスにおいて環境保護活動を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	基本方針は「企業統治原則」の「コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係」のなかで規定しております。当社はタイムリーで質の高い情報開示を行うことはステークホルダーに対するアカウンタビィリティを果たすことであり、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考えて四半期ごとの決算説明を始めとして情報開示に積極的に取り組んでおります。具体的な体制は2005年に、会社情報の適時開示に係る社内体制を改めて整理し、情報の収集体制、開示情報の検討体制、取締役への報告、情報の開示の各段階の取扱いを明確化し、開示手順のフローチャートを作成しました。これらを関係部署に周知徹底させるとともに、東京証券取引所にも提出しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2008年3月22日開催の取締役会で内部統制システムに関する基本的な考え方を下記のように決議しております。

記

1．執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループでは、グループのビジョン、経営の基本原則、コミットメント、行動規範、企業統治原則、環境理念を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定している。
代表執行役は、他の執行役および使用人が当原則に則って職務執行することを確保するため、その遵守状況を監視するシステムを構築する。具体的には次の事項を行う。
(1)「スミダの経営に関する諸原則」はイントラネットに日・英・中・独の4ヶ国語で掲示するほか冊子を配布して、随時これを確認できるようにし、企業集団全体に周知徹底する。またコーポレートガバナンス・オフィス(＊)は当原則の遵守状況を監視、検証する。
(2)コンプライアンスは、コーポレートガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単なる法令の遵守という問題に限定せず、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility :CSR)をIntegrity(誠実性)、Discipline(規律)、Common Sense(常識)に基づき積極的に果たしていく活動と位置づけ、コーポレートガバナンス・オフィスを中心に企業集団全体の体制整備およびモニタリング活動を行う。
(3)コーポレートガバナンス・オフィスは、以上の活動状況を代表執行役および監査委員会に報告する。またその概要を取締役会に報告する。
(4)代表執行役は、コンプライアンスを含め内部統制の有効性を検証し、取締役会に報告する。
(＊)コーポレートガバナンス・オフィスは、代表執行役に直属し、リスクマネージメント・オフィス、コンプライアンス・オフィス、内部統制チームで構成される。
2．執行役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
代表執行役は、職務執行に係る重要情報を情報管理規程や文書管理規程などに従い、情報の重要度、保存期間及び保存場所を明確にして集中管理する。取締役は常時閲覧可能とする。
3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
代表執行役は、リスク管理の最高責任者であるチーフ・リスクマネージメント・オフィサーとして、リスク管理を統括するリスクマネージメント委員会を設置し、その実施機関であるリスクマネージメント・オフィスをコーポレートガバナンス・オフィス内に置く。リスクマネージメント・オフィスはリスク管理規程を整備するとともに、海外を含むグループの主要事業拠点にリスクマネジメント・モニターを配置し、グローバルな観点から、将来予想されるリスクを洗い出し、分析し、リスク対応策を策定・管理する。万一リスクが発生した場合には、損失を最小化するための対応方法を検討する。
執行役および使用人は規程に従って業務遂行に努める。コーポレートガバナンス・オフィスは以上の運用状況を監視・検証し、その状況を代表執行役および監査委員会に報告する。また、その概要を取締役会に報告する。
4．執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役は「スミダの経営に関する諸原則」に則り、妥当な意思決定体制の確保と運用および監視を行うシステムを構築し、経営効率を高める。具体的には次の事項を行う。
(1)代表執行役は、必要に応じて諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分な検討を行う。
(2)代表執行役は、職務権限並びに妥当な意思決定ルールを制定し、その運用状況を定期的に検証する。
(3)代表執行役は、意思決定事項に関る業務の達成状況を定期的にレビューし、その結果をフィードバックすることを通じて、経営活動・事業遂行の一層の妥当性および効率性を確保する。
(4)代表執行役は、職務遂行に不可欠な情報の円滑な収集、分析と伝達、および共有と蓄積等を 通じ、適切かつ迅速な意思決定を確保する。
5．当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は純粋持株会社であり、事業は事業統括会社の下に子会社等のグループ会社が行っているため、取締役・執行役は常に企業集団全体の統治を念頭に置きその事業を行う。コーポレートガバナンス・オフィスはコンプライアンス、リスクマネージメントの各業務を統括するとともに、内部監査をし、その結果を内部監査報告書として、代表執行役および監査委員会に提出する。監査委員会はコーポレートガバナンス・オフィスと連携して監査活動を行う。コーポレートガバナンス・オフィスは当社のみならず企業集団全体の内部統制を担当する。
6．監査委員の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会の職務の補助業務はコーポレートガバナンス・オフィスが担当する。だたし、その人事異動、組織変更等の最終決定は監査委員会の承認を得なければならない。
7．執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員への報告に関する体制
代表執行役、執行役及び使用人が下記の事項を監査委員会に報告をするためのルールを制定し、監査委員会に報告する。また、その概要を取締役会に報告する。
(1)会社に著しい損害及び利益を及ぼす可能性のある事実
(2)取締役・執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合は、その事実
(3)月次会計資料
(4)内部監査報告書類
(5)主要な部門の月次報告書
(6)その他の重要事項
8．監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)コーポレートガバナンス・オフィスは、年度監査方針・計画の策定にあたって監査委員会と事前協議を行うこととする。またコーポレートガバナンス・オフィスは監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告する。さらに監査委員会は必要に応じて、コーポレートガバナンス・オフィスに追加監査の実施を求めることができる。
(2)会計監査人は、監査委員会に対して期初に監査計画の説明を行い、期中監査の実施状況、期末監査の結果等について監査委員会に報告を行う。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行う。
(3)会計監査人の執行役からの独立性を確保するとともに必要な監査活動を保証するために、会計監査人の報酬の決定は監査委員会の承認を要する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する態度を貫きます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では買収防衛策の王道は、正しい経営を行って株主価値を向上させ、時価総額を増加させることと考えております。そのため、いわゆるライツプラン等の買収防衛策は採用いたしません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

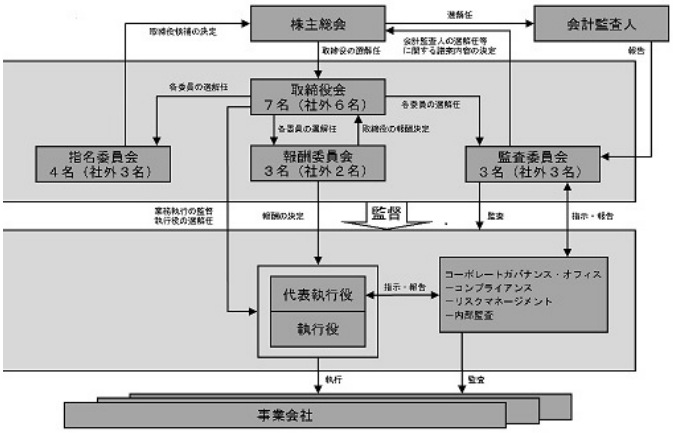

第1章　株主の権利・平等性の確保		Comply or Explain
基本原則1	基本原則1 上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。 また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。 少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。	
対応状況	当社は、株主が会社を取り巻く重要なステークホルダーであり、株主との長期的な信頼関係を構築することが経営の重要な課題の一つであると認識し、少数株主や外国人株主を含む全ての株主の実質的な平等性を確保するための体制や、株主の権利が適切に行使できる環境の整備に努めています。	Comply
原則1-1	原則1-1 株主の権利の確保 上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。	
対応状況	当社は、全ての株主の権利が実質的に平等性を確保されるよう、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備等に努めています。株主総会は集中日を避け、株主が出席しやすいように、休日に開催し、招集通知は株主総会開催日の15日以上前に発送します。 招集通知は日本語版の他、英語版も作成し議決権電子行使プラットフォームや当社ウェブサイトにより電子的に公表します。インターネットによる電子行使の導入や議決権電子行使プラットフォームの利用を通じ、株主の議決権行使の利便性を確保してまいります。信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権等の株主権の行使を事前に希望する場合は、信託銀行等と協議を行っています。	Comply
補充原則 1-1①	補充原則1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。	
対応状況	当社では、これまで株主総会における各議案については大多数の賛成をいただいています。取締役会は株主総会における議決権行使の結果に関し、その重要性を考慮し、原因を十分に分析・議論した上で株主との対話等に努めます。	Comply
補充原則 1-1②	補充原則1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。	
対応状況	当社は指名委員会等設置会社であり、取締役会は相当数の社外取締役で構成されているため、当社取締役会はコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っていると考えていますので、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案することが望ましい場合には積極的に当該提案を行います。	Comply
補充原則 1-1③	補充原則1-1③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。	
対応状況	法定要件を満たした少数株主権の行使に対してはこれを制限的に扱わないよう配慮します。	Comply
原則1-2	原則1-2 株主総会における権利行使 上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。	
対応状況	当社では株主総会を休日に開催することで出席者を多くして、できるだけ多くの質問等を受けられるように配慮しています。株主総会の招集通知等において分かりやすい説明を心掛けるとともに、図表等を用いて株主の理解を促進するよう努めています。	Comply
補充原則 1-2①	補充原則1-2① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。	

対応状況	当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うに資する情報について、迅速かつ適切に開示すべきと認識しており、当社ウェブサイトおよび東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスを通じて速やかに情報を開示しています。	Comply
補充原則 1-2②	補充原則1-2② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDｎｅｔや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。	
対応状況	招集通知においては、株主総会開催日の15日以上前に発送します。また、招集通知は日本語版の他、英語版も作成し議決権電子行使プラットフォームや当社ウェブサイトにより電子的に公表します。インターネットによる電子行使の導入や議決権電子行使プラットフォームの利用を通じ、株主の議決権行使の利便性を確保してまいります。	Comply
補充原則 1-2③	補充原則1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。	
対応状況	当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できるように日程に関し配慮を行うべきと認識しており、集中日を避けて、休日に開催するよう一連の株主総会関連の日程の設定を行っています。一方、適切な監査日程の確保や議案の検討期間の確保のため、次回株主総会に向けて招集通知の発送の早期化並びに当社ウェブサイトおよび東京証券取引所のウェブサイトへの早期開示につき検討しています。	**Explain**
補充原則 1-2④	補充原則1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。	
対応状況	当社は、海外株主向けに議案の参考書類に限らず事業報告、計算書類を含めた招集通知全般の英語版を作成し、議決権電子行使プラットフォーム及び当社ウェブサイトにて開示しています。	Comply
補充原則 1-2⑤	補充原則1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。	
対応状況	当社では、株主総会における議決権は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後につきましては、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わる検討に努めていきます。	Comply
原則1-3	原則1-3 資本政策の基本的な方針 上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。	
対応状況	当社は、中期経営計画ステージⅡの目標とする経営指標としてＲＯＥ（自己資本当期純利益率）を12%以上とすることを掲げています。中期計画で掲げる戦略の遂行により利益の成長を目指すことに加え、株主資本の有効活用により、継続的にＲＯＥを12%以上とすべく努めます。 また、株主還元に関しては、年間２０円の安定配当に加え、連結配当性向を25%～30%とすべく、業績に応じた配当を実施することを基本方針としています。	Comply
原則1-4	原則1-4 いわゆる政策保有株式 上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。 上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。	

対応状況	(A) 政策保有株式に関する方針 　当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるお客様や取引先の株式です。株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益に繋がると考える場合に株式を保有するということを株式の政策保有に関する方針としています。 政策保有株式のうち、主要なものについては、中長期的な経済的合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から保有による効果等について検証し、検証結果を取締役会に報告し、必要とあれば株主総会等で説明致します。なお、原則1-3に抵触するような株式は保有致しません。 (B) 政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準 　当社は、政策保有株式に係る議決権行使に際し、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしています。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がると考えています。	Comply
原則1-5	原則1-5 いわゆる買収防衛策 買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。	
対応状況	当社は現時点において買収防衛策導入の予定はありません。 買収防衛策の王道は、正しい経営を行って株主価値を向上させ、時価総額を増加させることと考えています。そのため、いわゆるライツプラン等の買収防衛策を採用する予定はありません。	Comply
補充原則1-5①	補充原則1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。	
対応状況	株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を法令に則り速やかに株主へ開示します。	Comply
原則1-6	原則1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、ＭＢＯ等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。	
対応状況	当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、ＭＢＯ等を含む）を行う際は、法令所定の事項を開示するほか、独立社外取締役の意見はじめ、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに当社ウェブサイトにおいて開示するとともに、株主総会はもとより必要に応じて決算説明会等においても説明を行うこと等に努めます。	Comply
原則1-7	原則1-7 関連当事者間の取引 上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。	
対応状況	取締役およびその近親者との取引、主要な株主と会社との取引において、取引の有無に係る調査を実施し、重要な事実がある場合は取締役会に報告します。また、関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法等、並びに東京証券取引所の定める規則に従って開示しています。	Comply

第2章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働		
基本原則2	基本原則2 上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。 取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。	
対応状況	当社は『スミダの経営に関する諸原則』の中の「経営の基本原則」で、以下のように定めています。 １．お客様 - 当社の社員は顧客満足の視点を常に持ち、お客様に対してよりよい製品・サービスをより早く、適正な価格で提供することに努めています。 - お客様の存在を常に忘れず、お客様のご要望やご質問に対して誠意あるきめ細かな対応を行っています。 - 役員・社員の全ての活動の基準を「顧客満足度の向上」とし、提案される方針・施策の是非はすべて「顧客満足度の向上」に寄与するかどうかで判断します。 - 顧客満足の視点を通じて、お客様と長期的で良好な関係を築きます。 2．社員 - 当社は、人こそが会社の最も重要な経営資源であると考え、社員一人一人を大切にする企業を目指します。 - 国境を超えた、真にトランスナショナルな企業を志向し、働く場所の如何を問わず公正な処遇を保証し、また社員同士のチームワークを奨励します。 - 国籍・人種・性別・信条・身体的特徴等による差別の禁止を徹底します。 - 本人の能力や志望に応じて適正かつチャレンジングな職務を提供し、本人の実績を正しく評価し、処遇します。 - 社員がその能力を最大限発揮できるような、安全で快適かつ生産的な職場環境を整えます。 - 人材の継続的な育成に力を注ぎ、社員がその能力をフルに発揮することで会社の業績を伸ばし、「会社と社員が共に成長する関係」をつくります。 - 社員がそれぞれ市民としての社会的責任を果たせるよう配慮します。当社は、相互信頼と成長に基づいた、長期にわたる不変かつ友好的なパートナーシップの構築を目指します。 3．サプライヤー - 当社は、相互信頼と成長に基づいた、長期にわたる不変かつ友好的なパートナーシップの構	Comply
原則2-1	原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定 上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。	
対応状況	基本原則2に記載しています。	Comply
原則2-2	原則2-2 会社の行動準則の策定・実践 上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。	
対応状況	当社は、『スミダの経営に関する諸原則』の中の「行動規範」で、ビジネスの様々な局面で要請、期待される行動についての指針・ガイドラインを定めています。 この行動規範を念頭において、常に当社は誠実・信頼・公正・他者の尊重という基本的な倫理に則して活動します。当社の名でなされる全ての意思決定・行動は、こうした企業倫理に基づき、そして関連法令・規定・社内規則を遵守する形でなされなければなりません。この行動規範は、当社、全額出資子会社及び当社が経営権を行使する関係各社の全ての役職員に適用されます。	Comply
補充原則2-2①	補充原則2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。	

対応状況	当社は、『スミダの経営に関する諸原則』が浸透し、広く実践されるよう4ヶ国語で作成した冊子を当社グループの全役職員に配布し、イントラネットへの掲載、ビデオ研修を行う等の教育・啓発活動を行っています。また、社外向けに当社ウェブサイトで開示しています。	Comply
原則2-3	原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題 上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。	
対応状況	当社グループはかけがえのない地球環境を大切にし、健康で継続的な活動を営み、且つ健全な自然環境を次の世代に引き継ぐために、環境保護と資源の有効活用に積極的に取り組み、地球市民としての社会的責任を果たします。 世界各地において、当社グループでは積極的にISO14001を取得し、環境保全に関して積極的に取り組んでいます。	Comply
補充原則2-3①	補充原則2-3① 取締役会は、サステナビリティー（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。	
対応状況	当社は地球市民としての社会的責任を果たすため、グループ一丸となって環境保全活動に積極的に取り組みます。 この環境保全に対する当社の決意を『スミダの経営に関する諸原則』の中の「スミダグループ環境理念」として明記し、地区毎に「環境方針」を設定し、ISO14001のマネジメント・システムに則って環境保全活動を推進します。 環境への取り組み 1. 『スミダの経営に関する諸原則』の中の「スミダグループ 環境理念」 スミダグループは、かけがえのない地球環境を大切にし、健康で継続的な活動を営み、且つ健全な自然環境を次の世代に引き継ぐために、環境保護と資源の有効活用に積極的に取り組み、地球市民として社会的責任を果たします。 2. ISO14001に基づく環境保護活動 環境に関連する法規や顧客要求への対応方法をより明確にし、また目標に対する達成度を定期的に監視することにより成果を出すことを目指しています。 3. 製品の材料に含まれる環境有害物質の削減 欧州RoHS指令を中心とした環境法規の遵守およびお客様からの要求への的確な対応を目的に製品を構成する材料に含まれる環境有害物質を削減する活動を推進しており、全製品をRoHS指令に適合させるよう取り組んでいます。	Comply
原則2-4	原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保 上場会社は、社内の異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。	
対応状況	当社では『スミダの経営に関する諸原則』の中の「経営の基本原則」で”人材登用に関して、以下のように定めています。 ” 能力主義を原則として、国籍・人種・性別・信条・身体的特徴等による差別はしません。”	Comply
原則2-5	原則2-5 内部通報 上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。	

対応状況	当社は、社内規程違反、不正行為、ハラスメントといったコンプライアンス違反行為に関する内部通報窓口を社外の法律事務所に設置しており、このことを従業員に周知徹底しています。 また、通報者が通報により不利益な扱いを受けることは一切ありません。 内部通報の内容は匿名で独立社外取締役である監査委員会議長に報告され、監査委員会で協議・検討後代表執行役に対応を求めます。	Comply
補充原則 2-5①	補充原則2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。	
対応状況	当社は、社内規程違反、不正行為、ハラスメントといったコンプライアンス違反行為に関する内部通報窓口を社外の法律事務所に設置しており、このことを従業員に周知徹底しています。 また、通報者が通報により不利益な扱いを受けることは一切ありません。 内部通報の内容は匿名で独立社外取締役である監査委員会議長に報告され、監査委員会で協議・検討後代表執行役に対応を求めます。	Comply

第3章　適切な情報開示と透明性の確保		
基本原則3	基本原則3 上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。 その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。	
対応状況	当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、隠蔽することなく、適切な情報開示を行うことが不可欠と認識しています。そのため、会社法・金融商品取引法等の法令や証券取引所が定める規則の遵守はもとより、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される場合も、当社ウェブサイト、スミダレポート（株主通信）、FactBook等の様々な手段により積極的に情報開示を行っています。	Comply
原則3-1	原則3-1 情報開示の充実 上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。 （ｉ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、 経営計画 （ii）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と 基本方針 （iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに 当たっての方針と手続 （iv）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補 の指名を行うに当たっての方針と手続 （v）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任 と取締役・監査役候補の指名を行う際の、 個々の選任・指名についての説明	
対応状況	1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイト、決算説明会資料等にて開示しています。 2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書等にて開示しています。 3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針をコーポレート・ガバナンス報告書、有価証券報告書および株主総会招集通知に記載しています。これらの開示資料は当社ウェブサイトで閲覧可能となっています。 4) 取締役会が執行役の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 取締役の選任に係るガイドラインを定め、株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しています。 5) 取締役会が上記（４）を踏まえて執行役の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明 取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名委員会で指名され、選任理由を株主総会招集通知にて開示し、公正かつ透明性の高い手続きを確保しています。	Comply
補充原則 3-1①	補充原則3-1① 上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。	

対応状況	当社は、適切かつ信頼性のある企業情報を適時かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であり、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必要不可欠であると認識しています。この考えに基づき、情報開示に当たっては分かりやすい具体的な記述を行うよう努めています。	Comply
補充原則 3-1②	補充原則3-1② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。	
対応状況	当社では株主構成を踏まえ、株主総会招集通知、決算短信、決算説明会資料等の英語版を作成するとともに、英語版の当社ウェブサイト等で開示し、海外投資家等への情報提供をしています。	Comply
原則3-2	原則3-2 外部会計監査人 外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。	
対応状況	当社では、監査委員会や経理部門等の関連部門と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査を確保しています。	Comply
補充原則 3-2①	補充原則3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。 （ⅰ）外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を 適切に評価するための基準の策定 （ⅱ）外部会計監査人に求められる独立性と専門性を 有しているか否かについての確認	
対応状況	当社では、外部会計監査人との意見交換や監査状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行い、また、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っています。 外部会計監査人については「監査委員会方針」に定めた評価基準に基づき毎年評価します。	Comply
補充原則 3-2②	補充原則3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。 （ⅰ）高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保 （ⅱ）外部会計監査人からＣＥＯ・ＣＦＯ等の経営陣幹部 へのアクセス（面談等）の確保 （ⅲ）外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を 含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な 連携の確保 （ⅳ）外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた 場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の 対応体制の確立	
対応状況	外部会計監査人と事前協議を実施のうえ、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しています。 外部会計監査人と定期的にCEO、社長、CFOおよび監査委員会との面談時間を設けています。 会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査委員との連携を確保しています。 また、外部会計監査人、内部監査部門、監査委員が相互に連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行っています。 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点があった場合等は、執行役が中心となり、調査・是正を行っています。	Comply

第4章　取締役会の責務		
基本原則4	基本原則4 上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、 （1）企業戦略等の大きな方向性を示すこと （2）経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える 　　環境整備を行うこと （3）独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。	
対応状況	当社は激動する社会情勢の中において、迅速な意思決定により機動的なグループ運営を可能ならしめ、究極的にグループ全体の企業価値を高めること、および法令を遵守し、株主、従業員、取引先その他当社のステークホルダーの利益を実現するためにより良いコーポレートガバナンスを実現することを『取締役会憲章』に掲げています。 当社は、法令を遵守し、株主、従業員、取引先その他当社のステークホルダーの利益を実現することを最大の目的として指名委員会等設置会社を採用し、取締役会7名のうち独立社外取締役（社外取締役）を6名で構成することにより、より良いコーポレートガバナンスの実現に努めています。 また、より良いコーポレートガバナンスの実現のため、必要に応じて独立社外取締役のみによる会議を開催したり、外部専門家を招聘し、意見を求めたりしています。	Comply
原則4-1	原則4-1 取締役会の役割・責務（1） 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。	
対応状況	取締役会では、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針について、執行役を交え、自由な意見交換のもとで議論しています。	Comply
補充原則 4-1①	補充原則4-1① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。	
対応状況	当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項や、進出していない国における会社の設立、一定規模以上のＭ＆Ａ・資金調達等に関し重要な決定をしています。迅速な経営判断を行うため、取締役会はそれ以外の権限を執行役に委譲していますが、随時その報告を求めています。	Comply
補充原則 4-1②	補充原則4-1② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。	
対応状況	当社は中期経営計画を株主・ステークホルダーに対するコミットメントと位置づけ、その進捗や課題、対策については事業年度・四半期毎の決算説明会において説明し、当社ウェブサイト等に公開しております	Comply
補充原則 4-1③	補充原則4-1③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。	
対応状況	最高経営責任者の後継者の計画については、指名委員会が中心となって策定し、取締役会に報告を行っています。後継者の選定の方針としては、今後事業を継続・拡大していく経営能力を持つと認められる者の中からその人物を選定することとしています。	Comply

原則4-2	原則4-2 取締役会の役割・責務（2） 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。 また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。	
対応状況	業務遂行を担う執行役の活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しています。取締役会で承認された内容の実行は、執行役が中心となり、その実行責任を担っています。 執行役の報酬については、当社業績との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、報酬水準や報酬形態およびその割合等につき報酬委員会において定期的に見直しを行っています。	Comply
補充原則 4-2①	補充原則4-2① 経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。	
対応状況	執行役の報酬については、固定報酬に加え、当社業績との連動性を明確にし、短期的には年度業績を反映させた賞与、中期的には3年間の中期経営計画を反映させたストックオプション、長期的には人材の流出を防ぐ目的でファントムストックを付与しています。	Comply
原則4-3	原則4-3 取締役会の役割・責務（3） 取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。 また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。 更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。	
対応状況	当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。取締役会の職務執行に対する独立性の高い監督体制を構築することで、独立した客観的な立場から、執行役に対する実効性の高い監督を行っています。 取締役会は、執行役から担当業務の執行状況や経営課題に対する対策の進捗状況の報告を受け、経営状況の監督を行うとともに、執行役を交え、自由な意見交換のもとで適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を執行役の人事に適切に反映しています。 また、当社にとって開示内容が肯定的であるか、否定的であるかにかかわらず情報を公正に開示するため、重要なリリース内容はコーポレート部門が作成し、取締役会へ報告を行っています。 さらに、取締役の利益相反取引・競業取引を法令に従い調査し必要に応じて取締役会に報告しています。	Comply
補充原則 4-3①	補充原則4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。	
対応状況	当社では、執行役の選解任は、会社の業績等の評価を踏まえ、当該事業年度の評価、次事業年度の執行役としての在任の妥当性等の検討を指名委員会で行った上で、取締役会で協議を十分に考慮し、公正かつ適切に実行しています。	Comply
補充原則 4-3②	補充原則4-3② コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。	

対応状況	コーポレートオフィスは、リスク管理、コンプライアンス、内部監査を含む内部統制を統括し、リスク発生の未然防止およびリスク管理、内部通報制度の構築および当社グループの役職員が取るべき行動規範を制定しグループ全体に浸透を図る等のコンプライアンス活動の推進、並びに、業務監査や財務報告に係る内部統制を監査・確認し、その結果を監査委員会および取締役会に随時報告する等しています。	Comply
原則4-4	原則4-4 監査役及び監査役会の役割・責務 監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。 また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。	
対応状況	当社の監査委員会は全員社外取締役で構成され、独立した立場で監査委員としての責務を果たしています。また、監査委員は、高い専門知識や豊富な経験を有しており、それらの知識や経験を活かして、取締役会において適切に意見を述べています。	Comply
補充原則4-4①	補充原則4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。	
対応状況	当社の監査委員は全員が社外取締役であり、独立性の高い監査委員会となっています。 監査委員会は執行役等に対し定期的にインタビューを行い、意見を述べ、実効性の高い監査を行っています。また、監査委員会がその職務遂行上収集した情報を他の社外取締役と共有し、連携を図っています。	Comply
原則4-5	原則4-5 取締役・監査役等の受託者責任 上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。	
対応状況	当社の取締役および執行役は、株主に対する受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために適切に行動しています。	Comply
原則4-6	原則4-6 経営の監督と執行 上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。	
対応状況	当社では、従来より社外取締役を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しています。また、取締役会は常に過半数が社外取締役であり、現在は1人の社内取締役に対し、6人の社外取締役で構成されています。	Comply
原則4-7	原則4-7 独立社外取締役の役割・責務 上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。 （ⅰ）経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと （ⅱ）経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと （ⅲ）会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること （ⅳ）経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること	

対応状況	当社の独立社外取締役６名は、国内外企業においてＣＥＯ等経営者としての経験があります。取締役会および各委員会の場において、その経歴、特に経理分野において培われた経営者としての知識・経験および監査に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待しています。それぞれが有する豊富な経験と幅広い見識に基づく当社内では得られないアドバイスの提供や、 各々の専門の見地から意見を交わすことによる活発な議論等を通じて、取締役および執行役の監督等、取締役としての職務を行っています。その社外取締役としての活動は当社が会社としての判断に至る過程において重要な役割を果たしています。 執行役の選解任については、取締役会において決定し、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督する他、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に 適切に反映しています。	Comply
原則4-8	原則4-8 独立社外取締役の有効な活用 独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。 また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。	
対応状況	当社では、7名の取締役のうち6名が独立社外取締役となっています。環境や当社グループの状況等の変化に応じ、独立社外取締役が過半数である取締役会を維持することにより、今後もコーポレートガバナンスの強化を推進します。	Comply
補充原則4-8①	補充原則4-8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。	
対応状況	当社では、社外役員の独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の重要性を認識しており、取締役会の前後に取締役と執行役とのミーティングの機会を設ける等の取組みを行っています。	Comply
補充原則4-8②	補充原則4-8② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。	
対応状況	当社では、コーポレートオフィスが独立社外取締役の職務の補助を行っており、コーポレートオフィスを通じ執行役および監査委員会との連絡・調整を実施しているほか、監査委員会や執行役とのミーティングを実施することにより、執行役との連絡・調整や監査委員会との連携に関する体制整備が図られています。	Comply
原則4-9	原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。	
対応状況	当社は、社外取締役の選任にあたり東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考としたうえで、社外取締役と当社との利害関係その他の関係を慎重に調査・検討し、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことのほか、多様な事業分野において経営に関する豊富な経験や知見を有し、専門性の高い知識等を有していることも重視して社外取締役を選任しています。	Comply
原則4-10	原則4-10 任意の仕組みの活用 上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。	
対応状況	当社2003年4月より委員会等設置会社（指名委員会等設置会社）に移行しており、また取締役会は常に独立社外取締役が過半数を超える構成になっています。	Comply

補充原則 4-10①	補充原則4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。	
対応状況	当社は、指名委員会等設置会社であり、その構成員である独立社外取締役が専門的な知識と豊富な経験を活かして、執行役へ意見を述べることで経営の透明性確保に努めています。	Comply
原則4-11	原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。 取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。	
対応状況	1) 役割 取締役会は、法令、定款および取締役憲章の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行っています。これらの事項を除き、業務執行に係る意決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを、執行役に委任します。 (2) 全体の構成 取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により構成し、定款の定めに従い、取締役の員数を 20 名以内とします。また、国籍、人種、性別、信条、身体的特徴等を考慮せず、社外の企業経営者や学識経験者等、会計士資格を有す等豊富な経験および見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、社外取締役を複数名選定します。 (3) 候補者の指名 指名委員会は、取締役候補者について当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する候補者を指名します。 (4) 任期 取締役の任期は、会社法の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。なお、社外取締役の再任は妨げないが、再任の場合は通算９年を上限とします。 (5) 実効性評価 指名委員会は取締役の評価を行い、次年度の候補者の指名を行っています。	Comply
補充原則 4-11①	補充原則4-11① 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。	
対応状況	当社は指名委員会等設置会社であります。 取締役会は、定款で定める取締役は20名以内とする旨定款に定めています。 取締役には、国籍、人種、性別、信条、身体的特徴等を考慮せず、取締役に求められる義務を履行可能であり、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験及び見識を有する社外取締役を複数名選定しています。 社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立社外取締役の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。	Comply
補充原則 4-11②	補充原則4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。	

対応状況	当社の社外取締役６名はそれぞれ他の企業等の役員を兼務しています。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えています。 社外取締役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行っています。	Comply
補充原則 4-11③	補充原則4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。	
対応状況	取締役会の機能に実効性を持たせていくため、毎年、取締役会の構成、取締役の活動状況及び取締役会の運営状況等を有価証券報告書等で報告しています。アンケートによる自己評価等を実施する予定です。	**Explain**
原則4-12	原則4-12 取締役会における審議の活性化 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。	
対応状況	社外取締役は、自身の専門的な知識や豊富な経験に基づき、積極的に意見を述べ、自由闊達で建設的な議論を行っています。	Comply
補充原則 4-12①	補充原則4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。 （ｉ）取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布される ようにすること （ii）取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から 取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、 要点を把握しやすいように整理・分析された形で） 提供されるようにすること （iii）年間の取締役会開催スケジュールや予想される 審議事項について決定しておくこと （iv）審議項目数や開催頻度を適切に設定すること （v）審議時間を十分に確保すること	
対応状況	・取締役会、指名委員会、報酬委員会および監査委員会の資料は原則、1週間前に配布するよう努めています。また、必要に応じて事務局から取締役・委員に対して情報を提供しています。 ・取締役会、指名委員会、報酬委員会は、原則四半期に１回の頻度、監査委員会については年7回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役・委員へ通知し、取締役会・委員会に出席しやすい状況を確保しています。 ・審議案件の内容・数を勘案しながら十分な審議時間を確保しています.	Comply
原則4-13	原則4-13 情報入手と支援体制 取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。 また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。 取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。	
対応状況	取締役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料の提供を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。 監査委員会に対しては、監査委員の職務を補助する部署としてコーポレートオフィスを置き支援を行っています。	Comply
補充原則 4-13①	補充原則4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。	

対応状況	取締役は、適切な意思決定を行うため、自身が保有する情報に不足がある場合は、取締役会事務局をはじめ、関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。なお、意思決定に必要な情報を適宜入手できるよう、執行役による案件の説明と質問への回答の機会を確保しています。監査委員は、監査を内部監査部門と連携し必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、執行役や関連する部門へ必要とする情報や資料を求め、要請を受けた執行役や部門は、適宜情報や資料を提供しています。	Comply
補充原則 4-13②	補充原則4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。	
対応状況	取締役および監査委員は必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも可能となっています。	Comply
補充原則 4-13③	補充原則4-13③ 上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。	
対応状況	コーポレートオフィス内の内部監査部門による監査結果等により把握された問題点等について、適宜、監査委員会へ報告がなされています。問題点等の改善指導や是正状況についても、同様に内部監査部門と監査委員会との間で情報共有が図られています。報告された特に重要な問題点等については、監査委員会は内部監査部門を通じて担当部署へ改善を指示し、担当部署は速やかに改善を行うこととなります。	Comply
原則4-14	原則4-14 取締役・監査役のトレーニング 新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。	
対応状況	当社は、社外取締役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っています。主要工場の見学、外部専門家の招へいによる勉強会等も行っています。	Comply
補充原則 4-14①	補充原則4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。	
対応状況	当社は、社外取締役に対して、継続的に当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っています。主要工場の見学、外部専門家の招へいによる勉強会等も行っています。	Comply
補充原則 4-14②	補充原則4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。	
対応状況	当社は、社外取締役に対して、継続的に当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っています。主要工場の見学、外部専門家の招へいによる勉強会等も行っています。	Comply

第5章　株主との対話		
基本原則5	基本原則5 上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。 経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。	
対応状況	１．株主との対話 (1) 基本的な考え方：当社は、執行役を筆頭にIR活動を展開します。IR活動を通じ、株主・投資家等に対し、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実させます。当社の経営戦略等を的確に理解していただけるように努めることで、株主・投資家等からの信頼と適切な評価を得ることを目指します。また、当社は、IR活動を通じて収集した有用な意見、要望について、執行役や取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に役立てます。 (2) IRポリシー： スミダコーポレーションは企業活動に関して迅速かつ正確な情報開示を行うことを旨としています。これは投資家の適切な企業評価のためのものであると同時に、株主の適切な議決権行使のためでもあります。そのために、株主に、経営者の業務遂行の状況を評価するのに十分な信頼できる、比較可能性のある情報を定期的に提供します。更に定期的な情報開示の間に生じる重要な事象についてもタイムリーに情報を開示します。これらの情報開示は、株主間の平等を期するために同時になされる必要がありますが、スミダコーポレーションは適時適切な情報開示を行うために以下の点に留意します。 ① 財政状態や経営成績についての情報の開示に加え、会社の経営実態をより的確に把握するための情報開示の充実 ② 株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保 ③ 情報の開示に関する適正性・迅速性を確保するための社内体制の整備 2. 情報開示・対話の充実のための体制： 1) 基本的な考え方：　当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現のため、また、情報開示に関するコンプライアンスの観点から、当社の会社情報を適時・適切に開示することや、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を推進することが不可欠と認識しています。この認識のもと、IR活動の担当者の配置等、社内体制を整備します。 2) IR活動に関する体制：当社は、執行役を筆頭にIR活動を展開します。また、IR活動に関する	Comply
原則5-1	原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針 上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。	
対応状況	当社は、株主等との建設的な対話を重視し、CEOを中心に様々な機会を通じて対話を行うように努めてまいります。当社は、建設的な対話を通じて、経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収および反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。	Comply
補充原則5-1①	補充原則5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。	
対応状況	当社は、執行役を筆頭にIR活動を展開します。IR活動を通じ、株主・投資家等に対し、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実させる。当社の経営戦略等を的確に理解していただけるように努めることで、株主・投資家等からの信頼と適切な評価を得ることを目指します。また、当社は、IR活動を通じて収集した有用な意見、要望について、経営会議や取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に役立てます。	Comply

補充原則 5-1②	補充原則5-1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。 （ⅰ）株主との対話全般について、下記（ⅱ）～（ⅴ）に 記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話 が実現するように目配りを行う経営陣または取締役 の指定 （ⅱ）対話を補助する社内のＩＲ担当、経営企画、総務、 財務、経理、法務部門等の有機的な連携の ための方策 （ⅲ）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会 やＩＲ活動）の充実に関する取組み （ⅳ）対話において把握された株主の意見・懸念の 経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的な フィードバックのための方策 （ⅴ）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策	
対応状況	（１）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策 IR部門は、日常的に関連部署と適宜情報交換を行い、有機的に連携しています。 （２）個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み 当社は株主、投資家の依頼に応じて個別の面談を実施するほか、四半期ごとに決算説明会を行い、また個人投資家向け説明会を適宜実施しています。また、当社ウェブサイト、スミダレポート、株主総会招集ご通知等を通じてコミュニケーションの充実に努め、株主との信頼関係を醸成します。 （３）対話において把握された株主の意見・懸念の執行役や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策 機関投資家を中心とする株主との対話から得た株主の意見および懸念については、必要に応じて、IR部門から執行役や取締役会において報告し、その内容について議論します。 （４）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策 インサイダー情報については、「インサイダー取引防止規程」に従い厳重な管理を行っています。株主との対話に際しては、担当者に対してIR部門から改めて注意喚起を行うことで、インサイダー情報の漏洩を未然に防止します。	Comply
補充原則 5-1③	補充原則5-1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。	
対応状況	当社は、四半期毎に株主構成の把握をしています。また、実質株主の把握については信託銀行等と討議・検討しています。	Comply
原則5-2	原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表 経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主にわかりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。	
対応状況	経営戦略や経営計画の策定・公表については、執行役が経営方針、経営戦略、資本政策および数値目標等を策定し、取締役会承認後、IRおよび決算説明会、当社ウェブサイト、有価証券報告書等で開示・説明を行っています。	Comply